

令和5年度裾野市農業委員会1月総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日(水) 午後3時30分から午後3時45分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

1	大庭 清宏	2	荻田 弘明
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 議第31号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
 (3) 議第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和5年度裾野市農業委員会1月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、1番 大庭清宏委員、2番 荻田弘明委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出
 に対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長	<p>ただ今の報第14号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見等 なし)</p>
議 長	<p>質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。</p> <p>次に、議第31号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議第31号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1</p> <p>(議案朗読・投影写真により説明)</p>
議 長	<p>続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。</p>
地区担当委員	<p>申請地は、南部化成(株)裾野事業所の北西側に位置します。</p> <p>申請地の現況は、休耕地となっています。</p> <p>面積は、1筆で99㎡です。</p> <p>申請者は、現在居住している農家住宅敷地内に農業用施設の新築を計画し、敷地境界を明確にするため測量したところ、公図と現況が合っていないことが判明したため、現況の石垣に合わせて分筆を行いました。</p> <p>分筆した申請地と農家住宅の宅地部分の一部に農業用施設を新築するため、農家住宅敷地を拡張し、現況と公図の整合も図ります。</p> <p>申請地は、街区(がいく)の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。</p> <p>農家住宅敷地面積の判断指標は、1,000㎡以内とされており、申請地を含む農家住宅敷地面積は963.5㎡であるため、転用面積は適正です。また、転用計画を実施する資金力も問題ありません。</p> <p>都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。</p> <p>申請地の北側は道路、西側は農地及び申請者の宅地、南側・東側は申請者の農地に接しています。</p> <p>申請地に設置する農業用施設は、農機具や農業用資材を保管するためのもので、給排水設備はありません。申請地内は土の状態のままとなり、雨水は自然浸透により処理します。</p> <p>以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。</p> <p>審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の議第31号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見等 なし)</p>
議 長	<p>それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第31号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>それでは、全会一致で許可することに決定します。</p> <p>次に、議第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定につ</p>

いて 番号1 こちらの案件は、飯塚邦彦委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、飯塚邦彦委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(飯塚邦彦委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、麦塚公民館から南へ約50メートルに位置します。

利用権設定地は、市街化調整区域内の青地農地で、地目は公簿・現況ともに田です。面積は2,240㎡です。

貸人は令和3年に相続し、水稻の作付け、保全管理をしている状態です。

借人は裾野市と三島市で約33,000㎡の圃場で、露地野菜等を栽培しています。営農は甥と2人で行っており、申請地付近でも農地を借りています。

今回、借人は経営規模拡大の意向があり、農作業をしているときに貸人に貸借について相談したところ、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

農地は効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、サトイモを作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第32号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員

作付け内容はサトイモとなっているが、ずっとサトイモだけを作るのか。連作障害等は大丈夫なのか。

議長

本人と話をしたわけではないですが、申請者は麦塚であと1ヶ所耕作をしている人ですので、おそらく今回はサトイモとはなっていますが、ずっとサトイモ1本でやっていくわけではなく他の野菜と輪作をしていくものと思います。

井上恭男委員

もう1点お聞きしますが、議案名で「農用地利用集積計画」となっていますが、単なる貸借であって「集積」ではないように思いますが。

議長

借人の遠藤さんは、今回以前にも農地を借りていますし、大きな意味で「集積」と言えると思います。

議長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第32号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

(飯塚邦彦委員 入室)

ではこれをもって令和5年度裾野市農業委員会1月総会を閉会します。

令和6年1月10日 (会議録署名人)

1 番署名人

大庭清宏

2 番署名人

荻田弘明